

「堅固」の意味・用法について

原 卓 志

目 次

はじめに

一、平安時代の「堅固」

二、院政・鎌倉時代の「堅固」

三、「全く」の意味の「堅固」について
おわりに

はじめに

中世の国語の特徴の一つに、多くの漢語の使用が挙げられるが、その研究は未だ体系的なものであるとは言えず、個々の漢語の意味・用法の記述と使用実態の把握とを積重ねつつある段階である。漢語研究という、他の分野に比して研究の立遅れた分野にとっては、個々の漢語について、中国の漢籍・仏典との比較、日本における意味・用法についての検討、類義の和語・漢語との比較等を通して、その使用実態を明らかにすることが基礎作業として必要不可欠なものとなると思われる。

本稿では漢語研究の基礎作業の一つとして、漢語「堅固」を取上げて、平安・鎌倉時代を中心とし、その意味・用法

を検討し、使用実態の把握に努めてみたいと思う。

一、平安時代の「堅固」

「堅固」は「かたいこと」「しっかりしていること」又、体については「丈夫」という意味で、中国の漢籍・仏典の両者にその使用例が認められる。

〈漢籍〉

○豈不懷歸、王事靡盬、我心傷悲、(傳) 盬不堅固也、……(毛詩・小雅・四牡)

○故、治亂榮辱之端在、所信任、信任既賢、在於堅固而不移、(漢書・楚元王傳)

○如此、緣邊屯戍之師競而忘死、乘城拒塞之史不辭其勞、則烽火精明守戰堅固、(後漢書・杜詩傳)

○故臨兵而怒於士吏、則戰勝敵、慈於器械、則城堅固、(韓非子・解老)

○以仁堅固佐君者、以義不傾君、(新語・道基)

〈仏典〉

○欲退菩提心聞如意寶光耀菩薩說是法時皆得堅固不可思議滿足上願 (金光明最勝王經卷五・依空滿願品第十)

▽菩提の心を退(け)なむと欲するい、如意寶光耀菩薩の是の法を説くを聞く時に、皆堅固に不可思議なること得つるをモチテ、上の(イ上レタル)願満足しヌ。(西大寺本平安初期点の訓読による)

○於釋種中爲大師子堅固勇猛具八解說 (同右卷十・大辨才天女讚嘆品第三十)

▽釋種の中に於ては、(爲)大師子として、堅固勇猛にして八解脱を具(し)たまひたり。(同右)

○又曰摧滅一切諸衆生類猶如金剛堅固煩惱 (地藏十輪經・序)

▽又、曰はク、一切の諸の衆生(の)類の猶し金剛の如き堅固の煩惱を摧滅(し)て(むとのたまへり)。(東大

寺図書館蔵本元慶七年点の訓読による)

○潤以牛液築令堅固 (大毗盧遮那成佛經疏卷第四)

▽潤(す)に牛液(ニウジキ)を以てして、築(ツキ)以て堅固ナラ令(シ)メヨ。(高山寺本永保点の訓読による)

○彼國語菩薩 志念常堅固 (妙法蓮華經卷第二、譬喻品第三)

▽彼(の)國の諸の菩薩(ハ) 志念常(ニ)堅固ならむ、(龍光院本の訓読による)

平安時代、我国で用いられた「堅固」も「かたいこと」「しっかりしていること」そして「丈夫」という中国における意味を継承したものであり、主に形容動詞として使用される。

この時代の「堅固」の使用例は、大きく二つに分類されるように思われる。その一つが、多く仏教語とともに用いられ、極て仏教色の濃厚な文章に使用される「堅固」であり、今一つが、公家日記を中心として使用される、「物忌」と密接に結びついた「堅固」である。以下、具体例を挙げて検討してみたい。なお、以下用例として掲げる「堅固」の例が音読されたものか、或いは「カタシ」というように訓読されたものであるのかという問題が存するが、三卷本色葉字類抄に音読形で掲載されている他、仮名書例・附訓例から、音読され、漢語として使用されたものであると考えると良いと思われる。

先ず、仏教語とともに用いられ、極て仏教色の濃厚な文章に使用された「堅固」の例に次のようなものがある。

○無塵寶珠闍 堅固金剛墻 (遍照禿揮性靈集卷第一・遊山慕仙詩)

○習学法門。道心堅固。誦誦法華。(大日本国法華驗記卷下・楞嚴院源信僧都)

○二僧一心堅固。昼誦法華經。夜念弥陀仏。(同右・大日寺近辺老女)

○幸甚幸甚、李達忠直、道(心)堅固、隨圓載缸、再赴小國、逢浪存命、廻在於今也、(平安遺文(四五四)僧円珍書状・

元慶六年)

○右、被同日府牒儀、參詣彼寺拜佛之處、堅固道心忽然發起、
(平安遺文(三七五) 筑前国觀世音寺牒案・長徳四年)

○道心堅固 日夜歸依佛法。
(新猿樂記)

○云、……道心堅固必可遂志者、病惱除愈、心閑入道如何、
(権記・長徳四年三月三日)

○入道納言命曰、……但法師之行始終甚難、若道心堅固、雖在俗裏、興隆佛法、不退慈悲者上計也、
(権記・長保三

年正月七日)

これらの例を見ると、「堅固」が仏教語「道心」「金剛」「法華経」「念仏」とともに用いられており、仏教的色彩の濃い文章に使用されていることが理解される。又、成立は院政期にかかるものであるが、今昔物語集では次に掲げる十二例の「堅固」が見られる。

○父ノ頻婆娑羅王ヲ捕ヘテ幽ニ人離タル所ニ七重ノ強キ室ヲ造テ其ノ内ニ籠置テ堅固ニ戸ヲ閉テ善ク門ヲ守ル人ヲ設テ誠テ云ク、

(卷第三・阿闍世王敏父王語第二十七)

○而ル間ニ、道心堅固ニ發バ、
現世ノ名聞・利養ヲ永ク弃テ、偏ニ後世菩提ノ事ヲ思ケル間ニ、
(卷第十二・多武峰増賀

聖人語第三十三)

○而ル間、堅固ニ道心發レバ、永ク現世ノ名聞・利養ヲ弃テ、偏ニ後世ノ佛果・菩提ヲ願ヒケ
(卷第十二・信誓阿闍梨依経

力活父母語第三十七)

○而ル間、堅固ノ道心發テ本山ヲ去ト、思フ心付ヌ、
(卷第十三・陽勝修苦行成仙人語第三)

○此レヲ思フニ、本ヨリ堅固ノ聖人ニ非ズシ、俗也ト云ヘド、心ヲ發シテ出家・入道シテ、懃ニ極樂ニ往生セム願ヘバ、如此ハ往生スル

事多カリ。
(卷第十五・河内国入道尋祐往生語第三十二)

○而ル間、俄ニ、用方、何ナル事カ有ケム、堅固ニ道心ヲ發シテ、殊ニ地藏菩薩ヲ歸依シ奉ケリ。
(卷第十七・紀用方仕地藏

菩薩蒙利益語第二)

「堅固」の意味・用法について

○亦、道心堅固テニシ懃ニ佛法ヲ修行ス。(卷第十七・僧淨源折地蔵綱与老母語第九)

○其ノ後、淨照、堅固ノ菩提心ヲ發テ、本寺ヲ去テ、諸ノ山ヲ廻リ流浪シテ、永ク佛道ヲ修行シテ退スル事无シ。(卷第十

七・三井寺淨照依地蔵助得活語第十九)

○亦、其ノ時ニ、參河入道寂照ト云フ人有リ、道心堅固テニシ世ヲ弃ル人也。(卷第十七・依地蔵助活人造六地藏語第二十

三)

○法師ノ云ク、「……努ク人ニ不令知テシ 堅固精進ヲ七日シテ、……」(卷第二十・祭天狗法師擬男習此術語第九)

○其日ヨリ堅固ノ精進ヲ始テ、注連ヲ曳テ、人ニモ不シ會テ籠居テ七日有リ。(同右)

○思テ云、「……七日堅固ニ精進テラシ 毎日ニ水ヲ浴テ、極ク淨テハリ習フ事バシ……」(卷第二十・陽成院御代瀧口金使行語

第十七)

十二例のうち十一例までが「道心」「精進」「菩提心」「聖人」という仏教語とともに用いられ、これらも亦、仏教的な色彩濃厚な文章に使用されたものであると言えそうである。ところで、第一例目の例は他の例と比較して、少々趣の異なつたものとなつている。ここで用いられる「堅固」の前後には特に仏教語が用いられている訳ではなく、例文だけを見るならば、そこに仏教色を見ることはできない。同様の例は大日本国法華驗記にも一例見られる。

○此女以厚板令造藏代。極令堅固。(大日本国法華驗記卷下・山城国久世郡女人)

このような例は、仏教とは切離して考えるべきものかもしれないが、その説話全体の内容から見ると、仏教的な色彩を否定し去ることはできないように思われる。つまり、仏教語とともに用いられてはいないが、仏教的色彩の濃い文章の中で使用される例ということになるであろう。⁽²⁾

一方、平安時代の公家日記には次のような「堅固」の使用が見られる。

○今明堅固御物忌、仍不參申、(小右記・天元五年二月十五日)

○早朝罷出、參円融寺、乘晚罷出、明日物忌堅固、仍不候宿、
(小右記・寛和元年六月二十三日)

○今朝頭中将被示云、依物氣申、自明日二箇日堅固御物忌也、
(左経記・寛仁四年九月二十八日)

○被申云、……而昨今堅固物忌候天不能早參、
(春記・長久元年九月二十一日)

○天晴、今日御物忌堅固也、仍不退出、
(水左記・康平七年四月十九日)

○答云、相當堅固物忌、可催他人者、
(帥記・承暦四年八月十六日)

これら「堅固物忌」「物忌堅固」のような例の他に、次のような例も少々認められるが、いずれも「物忌」に関係したものである。

○府生保方申云、馬頭能通令申云、寮家無物、其弁太多、屬光方申觸穢、俄以闕怠、今明堅固身慎、不能參來者、雖

重示遣可無其術欵、
(小右記・寛仁元年十二月二十八日)

○頭弁送書狀云、……今日所慎堅固、不參者、
(小右記・長元四年八月十二日)

このように、平安時代の公家日記には「物忌」と密接に結びついた、極めて固定的な「堅固」の使用が見られるのである。公家日記の中で「物忌」と結びつかない「堅固」が使用されるのは、先に仏教語とともに用いられた「堅固」の例として挙げた権記のみであり、公家日記において「堅固」が使用される場合は、まず「物忌」と結びついた例であると考えても良いようである。

ところで、「堅固物忌」「物忌堅固」という表現が平安時代の総ての公家日記に用いられているのかと言うと、そうではない。平安時代中期の貞信公記・九暦には「物忌」と結びついた「堅固」の例がなく、小右記とほぼ同時代の権記・御堂関白記にもその例が見られない。恐らく、「堅固物忌」「物忌堅固」という表現が公家日記に用いられるようになったのは、平安時代中期末から後期初の小右記あたりからであり、それ以降次第に公家日記全体へと広がっていったものであるろう。

「物忌」という言葉に注目すると、「堅固物忌」「物忌堅固」という表現の見られない、貞信公記・九曆・権記・御堂関白記に次のような例が存する。

○依固物忌不參、今日主上不出御、
（貞信公記・延喜十三年正月十七日）

○中使敦敏來云、不聞食家物忌、除目議始、而固物忌者、行之何者、
（貞信公記・天慶八年三月二十二日）

○掌客使内藏頭朝忠朝臣還來、左大臣依固御物忌、不能申消息云々、
（九曆・天慶八年正月五日・九條殿記・大臣家大

饗）

○此日有荷前事、下官依當殊固物忌、欲申障由、
（九曆・天慶八年十二月二十日・九條殿記・荷前）

○依明日固物忌退出、
（権記・寛弘八年三月十八日）

○天晴、依物忌固籠、
（御堂関白記・寛弘元年閏九月十九日）

○戌時許左頭中將經房來云、右大臣有仰來、物忌固、以人非可示者、雖物忌重相會、
（御堂関白記・寛弘二年正月十一日）

これらの公家日記では「固物忌」「物忌固」という表現で「堅固物忌」「物忌堅固」と同じ意味をあらわしている。つまり、古くは「固物忌」「物忌固」の形で、和語「固（カタシ）」が使用されていた所へ、平安時代中期末より新たに漢語「堅固」が入ってきたものと考えられるであろう。但し、「固物忌」「物忌固」が「堅固物忌」「物忌堅固」にそのままとつてかわられたというのではなく、小右記・左経記・春記にも次に掲げるように「固（堅）物忌」「物忌固（堅）」の例があり、それ以降も後二條師通記・中右記、更に明月記等鎌倉時代の公家日記にも用いられる。

○今明固物忌、閉門、
（小右記・寛和元年六月十三日）

○依今明堅御物忌不能令啓者、
（小右記・永祚元年正月十二日）

○今明物忌堅、仍不參院、
（小右記・永祚元年十月十四日）

○(今明攝政依固御物忌御坐里第、仍有宮令旨也) (左経記・寛仁元年八月二十三日・割書部)

○今明固物忌也、仍閉門禁外人、 (春記・長久元年十月十六日)

一方、平安時代の和文体の物語・日記類には「堅固」の例がほとんど見られず、僅かに大鏡に「堅固物忌」の形で一例見られるのみである。この他に「物忌」と結びついた「堅固」の例としては、雲州往来に二例見られる程度である。更に広く調査する必要はあるが、「物忌」と密接に結びついた「堅固」の使用は、公家日記が中心であることが言えそうである。

○中宮權大夫殿のみぞ、堅固御物忌にて、まいらせ給はざりし。 (大鏡第五卷・藤氏物語)

○抑一日可_レ參_ニ白河_一之由雖_レ有_ニ誘_一引_ニ依_テ堅固物忌_一蟄_ニ居_一之間不_レ能_ニ參會_一 (雲州往来卷上・十二返状)

○昨今依_ニ堅固御物忌_一令_ニ籠居_一給_ニ之由_一 (雲州往来卷上・二十一往状)

以上のように平安時代の「堅固」は、「かたいこと」「しつかりしていること」又「丈夫」という中国の文献に見られる意味を受継いだものではあるが、広く一般に使用されたものであるとは言いがたい。その使用実態は、使用場面・文体に偏りがあり、仏教語とともに使用したり、仏教色の濃い文章の中で用いられるという、極て限定された場での使用、或いは、公家日記を中心とする、「物忌」と結びついた極て固定的な使用の二つに限られているようである。

このような限定的・固定的な使用の理由の一つは、中国における「堅固」の使用状況から推測することができそうに思われる。本節冒頭では、中国の漢籍・仏典に使用された「堅固」の例を五例ずつ掲げたが、実際に用例を検索すると、仏典における「堅固」の使用例が大変豊富であるのに対し、漢籍における使用例は極めて少ないようである。このことから、「堅固」は漢訳仏典中の言葉としてもたらされたものであり、それ故に仏教的色彩の濃い文章中に用いられるようになったのではないかと考えられる。なお、公家日記において「物忌」と結びつく理由については、今のところはっきりしたことがわからない。今後更に検討してみたいと思う。

二、院政・鎌倉時代の「堅固」

院政・鎌倉時代においても、平安時代に見られた二つの偏りを指摘することができる。

先ず、仏教語とともに用いたり、仏教色の濃い文章の中で使用される「堅固」の例は、拾遺往生伝・法華百座聞書抄・歎異抄といった仏教関係の文献に見出される他、古事談・宇治拾遺物語等の説話集や平家物語にも見出される。

○ 顕密相兼。道心堅固。 (拾遺往生伝卷中・沙弥菓延)

○ 前阿波守高階章行母堂者。作尼之後廿余年。雖非堅固。不怠念仏。 (拾遺往生伝卷中・章行母尼)

○ イヨく道心堅固ニシテ此ノ經ヲ受持スルコト數スオホシ。 (法華百座聞書抄・オ一五九)

○ 和讃ニイハク 金剛堅固ノ信心ノサタマルトキヲ マチエテソ (歎異抄・下六九)

○ 冥官申云。「……令_二病患_一。以_二僧_一加持。件僧凝_二堅固之信心_一。替_二己命_一令_二祈請_一有_二効驗_一。……」 (古事談第五・

長手於冥途抱銅柱事)

○ 内記上人寂心といふ人ありけり。道心堅固の人也。 (宇治拾遺物語・内記上人法師陰陽師紙冠破事)

○ 念珠などをも、わざともたずして、只心中の道心は、彌堅固に、行ひけり。 (宇治拾遺物語・仁戒上人往生事)

○ 「上人道心堅固にして、難行苦行し給事は、世にしれり。……」 (古今著聞集第二・第五十七話)

○ 能々信心ヲ堅固ニシテ大聖ノ化儀ヲウタカハサレ (沙石集〈渡辺本〉卷二・菩薩之利生代受苦事)

○ 大乘ノ修行コレヲワキマヘテ信心ヲ堅固ニシ偏少邪路ニ入ヘカラス (沙石集〈渡辺本〉卷十・得佛教之宗旨人事)

○ 又秘藏三密之深禪堅固 無動轉 (延慶本平家物語・五末31才)

又、古文書・公家日記にも次のような例が見られる。

○ 従一位藤原朝臣道信心堅固、敬啓 (鎌倉遺文〈四六九二〉九條道家願文・天福二年)

○於道心堅固輩者、不及異儀、而或喰魚鳥、招寄女人、或結黨類、恣好酒宴之由、遍有聞、(鎌倉遺文(四七九八) 關東評定事書・文曆二年)

○こひねはくハ大明神、哀愍をたれて、かの心をして如法の發心堅固ならしめ給へ、(鎌倉遺文(六七二三)九條道家 願文・寛元四年)

○從在世正法之昔、至滅後末法之今、道^心堅固之輩、令乞食、求佛道、有心之人不輕之、邪見之誹何恥之、(鎌倉遺文(一〇八六七) 尊光^{國分}置文・文永八年)

○コノ系^{タイツ}置ニツラナルトモ、カコトニ堅固^{ケンコ}ノ信心^{シンシン}ヲカキトシテ、(鎌倉遺文(二九五二四) 一流相承系圖置文・嘉暦元年)

○今日右大臣、(左大將)於中院亭、已被遁世、(中略)已凝一心之丹情、被拋兩箇之重職、歸佛之志甚深無極、功德之餘堅固、不少者歟、(兵範記・久寿元年五月二十八日)

○又始行此善之最前、發堅固之信心、其後連々欣求極樂之□連綿不絶、(平戸記・仁治元年十二月十四日)

○聞此事可聽聞之由有懇命、仍而壺禰說法之時發心之上、今日念佛起堅固之心云々、(平戸記・寛元三年十月二十五日)

説話集・軍記物語・古文書・公家日記と幅広い文献に見られるが、「道心」「信心」等の仏教語とともに用いられたり、
仏教説話や願文・表白等、使用される文献・文書の内容が仏教的色彩濃厚であることは、平安時代と同様である。

次に、「物忌」と結びついた「堅固」の例も、院政・鎌倉時代を通して公家日記に限って見出され、公家日記以外の文献にはその例を見ないようである。前代に引続いて公家日記を中心とした固定的な使用であると言えそうである。

○語云、從今日六ヶ日殿下堅固御物忌也、(中右記・永長元年九月八日)

○而今日彼御方堅固御物忌也、仍不可乘、(長秋記・天承元年四月十六日)

○今日右大辨伊豫守於遭家、又堅固物忌云々、(兵範記・保元元年四月十七日)

- 予今日堅固物忌也、然而蟄居不穩便、仍參内、（山槐記・応保元年四月二十二日）
- 依_二堅固物忌_一、明後日可_二持來_一之由仰了、（玉葉・嘉応二年七月十日）
- 雖_二物忌_一強不_二堅固_一之由、陰陽師先例不_レ憚、（玉葉・文治二年二月十四日）
- 今明宮堅固御物忌云々、（明月記・正治元年九月一日）
- 院中堅固御物忌也、（依蓮花王院火事御占也）外宿人不參、但不被閉門云々、（岡屋関白記・建長元年三月二十八日）
- 少時參内、奏勅定之趣、可爲堅固御物忌之由被仰下、（勅仲記・弘安七年閏四月二十五日）
- 江州逆賊進攻寄、仍守護關々、警固路々、其□當寺領小路多々由聞食之、堅固切塞之、不可令往返上下諸人、（平安遺文〈三九四〉・高倉上皇院宣・治承四年）
- 又本の築垣のくつれ残たるを、やかに築籠て候なる間に、始終不可堅固、凡も纔につきかためて、無下によはく候云々、（鎌倉遺文〈六一三〉・守覚法親王御教書・建久三年）
- なはて堅固なれとも、蟻穴あれば必終に湛へたる水のたまらざるか如し、（鎌倉遺文〈二二〇一〉・日蓮書状・建治元年）
- 出仕坐之次第

犬丸方籠所 武恒方平山横所地

此外者、自居_二可有候_一、各々出仕無沙汰不可有候、若無沙汰候ハ、堅固大官司成敗可致候者也、（鎌倉遺文〈一五四九七〉・筑前水原若宮社村々相撲次第・弘安八年）

これらの「堅固」は、これまでに述べてきた「堅固」の意味と同様に「かたいこと」「しっかりしていること」又「丈夫」の意味であると解釈される。しかし、仏教語とともに用いられたり、仏教色の濃厚な文章の中で使用される「堅固」の

中には位置付けられないものである。勿論、「物忌」と結びついた「堅固」でもない。但し、日蓮書状（鎌倉遺文へ二〇一一）の例は、仏法を譬えをもつて説く部分に使用されたものであり、書状全体から仏教色を指摘することは可能である。これは、前節で触れた大日本国法華験記・今昔物語集の二例に通ずる例であると考えられる。しかし、この日蓮書状以外の例においては、その文書の内容を仏教的なものであるとは考え難いように思われる。

すなわち、平安時代には仏教語とともに用いられ、仏教的色彩の濃厚な文章の中で使用されてきた「堅固」が、大日本国法華験記・今昔物語集・日蓮書状に見られたように、仏教語とともに使用されないが、仏教的色彩の濃い文章に使用されるというような用いられ方を経て、仏教的な文章以外の文章でも用いられはじめたものと考えられるのである。

このような、漢語本来の意味を保持したまま、仏教的な色彩の濃い文章から更に広く、それ以外の文章にも用いられはじめた「堅固」は、南北朝・室町時代にも多く見られ、現代語の「堅固」へと連続していくようである。

○任舊例致沙汰之旨、堅固ニ寺社職可勤由、御支配可有之也、
（南北朝遺文九州編へ二六二二）大宰大貳某書下・暦応三年）

○鎮西大將下向之後、被參入于已高崎城、殊木付城堅固出丸用意兵船等之事、今川了俊・大友親世注進之趣、
（南北朝遺文九州編へ四九〇二）室町幕府御教書写・応安四年）

○去月着善道寺（念佛寺自此御在所四里跡）候、仍堅固之御用心之間、近日可移上妻方之由其間候、
（南北朝遺文九州編へ五三九四）宗金書状写・永和三年）

○凶徒以大勢、自方々襲來之處、依堅固之防戦、悉退散、
（南北朝遺文九州編へ六八二二）良成親王書状・無年号）

○金鬼ハ其身堅固ニシテ、矢ヲ射ルニ立ズ。
（太平記第十六）

○丹州氷所保本所訴問事、堅固有密語、令悅耳而已、
（康富記・康正元年十月八日）

○小節ヲ守タル體ハ小石ノ堅固ナルヤウ也。
（応永本論語抄・子路第十三）

「堅固」の意味・用法について

- 世界ノ者ハ我カ心ノ金石ヨリモ尙堅固ナルコトヲ不知不信也 (四河入海・八ノ三・44オ)
- 石室ヲシテ司馬桓魋カ身ヲ藏メ千萬年モ堅固ニシテ其身ヲ葬テヲカウトスレトモ (四河入海・一八ノ一・55オ)
- モシ賢人ヲ得タラハ國家ハ堅固ニアラソ (毛詩抄・一九・7オ)
- さて、平安時代以来の限定的・固定的な使用から、その使用の場を拡大した「堅固」は、更に意味も拡大・変化し、「完全なこと」「全いこと」という意味を持ち、「全く」と解釈できるような例が見られるようになる。
- 致經云……致經ノ愚父平五大夫候。堅固^{致頼武藏守公雅男}田舎人ニテ。不知^云子細。定令^云現^云无礼^云歟。 (古事談第四・保昌下向丹後時逢平五大夫事^云宇治拾遺物語・十訓抄に同説話例あり)
- 木曾義仲ハ都ノ守護ニテ有ケルカミメ形キヨケニテ吉男ニテ有ケレトモ立居ノ振舞ノ無骨サ物ナムト云タル詞ツキノ頑ナサ堅固ノ田舎人ニテ淺猿クヲカシカリケリ (延慶本平家物語・四36オ)
- いまだ堅固かたほなるより上手の中にまじりて (徒然草・第一五〇段)
- 而以新儀、去々去年堅固未濟、兩年之間、一向以押領之、 (鎌倉遺文^云四五二二)八幡石清水官寺申文・天福元年)
- 爲遁自科、凌礫官使、刃傷角^彌常隨法師吉清等、打殺黒谷承仕法師由、注申堅固無實、 (鎌倉遺文^云八三四〇)二所大神宮禰宜等陳狀・正嘉三年)
- 堅固濁水罷成候之間、汲仕所^云借候之間、暫不汲^云候らんほと、罷移五大堂^云以下尾欠 (鎌倉遺文^云一一五七六)法親書狀・文永十一年)
- 宗氏陳申云、依繼父之科、面々逐電之条、全無其儀、堅固虚誕也、 (鎌倉遺文^云一一三〇六四)若狭太良莊百姓藤井氏宗陳狀案・弘安元年)
- 抑雜掌申狀云、致苛法譴責^云、此條堅固之虚誕也、 (鎌倉遺文^云一一五九一一)造豊受大神官神部陳狀案・弘安九年)
- 所詮、早停止堅固之讒訴、任建永濟例、可令究濟之由、爲被仰下、披陳言上如件、 (同右)

○全不下給之由、言上之条、堅固謀論候、彼六具裝束者、定使請取之上者、有御尋、不可有其隱候歟、
（鎌倉遺文〇二九六三）伴重方陳狀案・徳治二年

○堅固矯飭、非御信用之限、
（鎌倉遺文〇二八一九三）播磨大部莊公文後家陳狀・元亨二年

○もとより忍西に申あはせさるうへ、けんこようちの間、すへてもて存ち仕す、
（鎌倉遺文〇二八八三九）忍西申状・元亨四年

元亨四年

○抑留毎年四百五十余貫之由令言上之條、堅固不實也、
（鎌倉遺文〇三一七四五）美濃西部莊地頭代俊行陳狀案・元徳四年

年

○次久我前内府申之、堅固微言之間座下者不聞及、逐可尋記之、
（平戸記・寛元三年二月十日）

○〔薄色指貫不著下袴上結、騎馬之後指貫可萎□□□□着布下袴、其寸法常ノヨリハ短也、是堅固ノ今案也〕
（妙槐記・文応元年四月二十四日・割書部）

記・文応元年四月二十四日・割書部

○神泉御讀經昨日被結願云々、堅固夕立片時也、雖潤宮庭、不及國土之潤澤、洛中猶所々雨降云々、
（吉統記・文永十年六月二十九日）

十年六月二十九日

これらは「堅固十名詞」或いは「堅固十の十名詞」という連体修飾の形である。⁽³⁾

このような「全く」の意の「堅固」は連体修飾用法のみではなく、連用修飾用法をも有して、副詞として用いられることもある。

○予端笏進立上卿前、左衛門佐隆仲、右衛門權佐宗方相從、（中略）上卿端笏南向ニ坐成天被問、タゾ、予稱（微音殊不聞程、）ヒダンノチカイマモリノツカサノカンノスナイスケ藤原々々、隆仲堅固不聞、右ノユゲキノツカサノカンノスケ宗方粗聞程也、
（明月記・建久九年正月十一日）

○令尋問、大臣殿御前令絶入給云々、（中略）人々雖有周章之氣、當時令復例給之由侍等稱之云々、自去六日赤痢病大

「堅固」の意味・用法について

事御坐、堅固無御食事云々、
(明月記・正治二年七月十三日)

○御惱物忿之由人々告之、早且馳參、去夜今朝有種々御祈等、御温氣熾盛、供御事堅固不通、近臣集會、
(明月記・元久元年六月二十八日)

○參御前、仰云、權大夫、宰相中將各有障之事、堅固無人只一人也、散位又有例云々、
(明月記・建曆二年七月二十日)

○但先日經高朝臣入來之時、粗示此旨、而今堅固不達子細者、似予之僻事、
(玉藥・承久二年三月二十四日)

○先見御冠、堅固無實、金銀珠玉之類者、先年爲盜人被盜取歟、一切不見、只御冠羅少々計相殘、又珠玉少分落殘、
(平戸記・仁治三年三月十日)

○今日可參東山殿御八講、是去今日頻有催、堅固無人云々、
(平戸記・寛元二年三月七日)

○雜熱加療治偃臥、自殿下此間頻有召、然而依此病事等不參、今日數度雖有召、堅固不及安座、仍申其由了、
(平戸記・寛元二年八月二十八日)

○申曰。公卿大略參。而御隨身等堅固未不參。如法責伏云々。
(後伏見天皇御記・延慶二年十月二十一日)

○故攝政殿の御歌よみをは、みそかことには、上手風いれたてまつりたるやにおほえ候き、當時のをそれ候世間をは、又故とのゝいかゝ候哉らん、ましなひまいらせ給たると推量し候しに、是はけんこうたかはしき事も候はず、
(鎌倉遺文〈二二三五〉藤原定家書状・建保四年)

○増てうるはしき箭をはげてあてがはん時は、遠物近物、大なる物小きもの、すべては女のみん所にてても、亦堅固に人のみざらん所などにもあれ、唯御所の御弓場に立て、千万の人々にみらるゝ心仕にて、儀式をわすれず、あだには物を射るべからず、
(鎌倉遺文〈四四九六〉北條泰時書状・天福元年)

○爰成遍返答云、……但可被廣大路云事、兼都不被觸之間、日來堅固所不存知也、
仁治三年) (鎌倉遺文へ六〇六一へ成遍申状・)

○於智心者、彼大念佛仁罷向天、結縁申一切不候也、即猶以御不審候者、蓮忍房ニ有御尋、無其隱歟、堅固不知子細
事候也、 (鎌倉遺文へ七六三三へ智心申状・建長五年)

○八月廻御修法勲仕候、自御所申候也、京都昏堅固不候之間、申御裏候也、 (鎌倉遺文へ一四〇六一へ頼普書状案端書・
弘安三年)

○雖然、乍弁負物、預置文書於錢主之旨陳申条、古今未曾有矯飾也、堅固無陳所之所致歟、 (鎌倉遺文へ一七八六四へ
某申状・正応五年)

この運用修飾用法の「堅固」は総ての例が、否定表現を伴っていることが大きな特徴である。⁽⁴⁾ 恐らく、否定表現を伴う陳述副詞として使用されたものであろう。用例数は必ずしも多いとは言えず、鎌倉時代では十四世紀に入ると後伏見天皇御記の一例を見出したに過ぎないが、南北朝期の園太曆や室町時代の義経記にも次のような例があり、少ないながらも中世後半期にも存した用法であろうと思われる。⁽⁵⁾

○密々可見廻之由有仰、不及著直衣、輕忽之由雖辭申、堅固無人之間也、有何事哉之由有仰、 (園太曆・康永三年十月二十三日)

○(弁慶)「御邊の膝の顫ひ様を見るに、堅固叶ふまじ。……」 (義経記・第五)

○(畠山)「……忠信程の剛の者の日本を賜ぶとも、判官殿の御心ざしを忘れ參らせて、君に堅固使はれ參らせ候まじき物をや」 (義経記・第六)

三、「全く」の意味の「堅固」について

本節では、「全く」の意味の「堅固」における問題点について、少々詳しく考察してみたい。

「全く」の意として解釈される連体修飾用法の「堅固」と連用修飾用法の「堅固」について、これまで管見に入ったものを時代別にまとめると次頁の表のようになる。

連用修飾用法の「堅固」が明月記・建久九(一一九八)年正月十一日の条から見られるのに対して、連体修飾用法の「堅固」は十三世紀初の古事談(一一二二～一一二五年頃成立)が初出例となり、連用修飾用法の「堅固」の出現が若干早いようであるが、十数年の差であることから、さ程問題とはならず、両用法とも十二世紀末から十三世紀初頭に出現したものと考えられる。両用法の差異として顕著であると思われるのは、連体修飾用法の「堅固」が鎌倉時代から南北朝・室町時代まで通して見られるのに対し、連用修飾用法の「堅固」は十三世紀後半以降、その例をあまり見なくなってくるということである。

次には「全く」の意の「堅固」の連用修飾用法について、何故否定表現を伴うような用法が出現したのか、そして何故十三世紀後半以降、その例があまり見られなくなるのかという点に関して、「全く」の意の「堅固」とほぼ意味を同じくする和語副詞「マ(ツ)タク」との関係を基に考察してみたいと思う。

和語副詞「マ(ツ)タク」は形容詞「マタシ」から生まれた副詞であり、「完全に」「ことごとく」、又、否定表現を伴って「決して」「絶対に」という意味を持つ。和語副詞「マ(ツ)タク」は、佐藤宣男氏によれば平安時代中期末の宇津保物語あたりから見られるようである。今、「マ(ツ)タク」が否定表現を伴うか、肯定表現を伴うかという点に注目してみると、宇津保物語に見られる五例の副詞「マ(ツ)タク」全例が肯定表現を伴うものであることがわかる。⁽⁶⁾

○おとゞ「……よき人なり。御心またたくしかに、物盡さず、貯へ心よく知りて、こともなき人なり。……」(祭の

「堅固」の意味・用法について

1400		1336		1300		1250			1200		時代						
建内記	義経記	曾我物語	古文書	園太曆	匡遠記	徒然草	古文書	古文書	勸仲記	吉統記	妙槐記	古文書	平戸記	平家物語	(宇治拾遺・十訓抄)	古事談	連体修飾用法
24	2	1	1	7	2	1	10	13	1	1	1	1	1	1	1	1	
26		11		11		16			4		0		計				
	義経記			園太曆		後伏見天皇御記		古文書				古文書	平戸記	玉藥	明月記	明月記	連用修飾用法
	4			1		1		3				3	3	1	4	1	
4		1				1		3			11				1	計	

使)

○大將「……それが皆書き讀みて侍りける。〔俊蔭の朝臣のせち書き讀みて侍ける〕またく細かにして侍ルめり。……」

(藏開上)

○(大將)「これをいと全く返し奉るは、明日にもいととく給はらんとて。……」 (藏開中)

○此の家へノ邊ノ柴刈り、ソノの垣いと全く新しく造りて檜皮の御殿いとヲかしげに造りて、たゞ這ヒ入ルばかりにしつらひたり。 (藏開下)

○かくて、大殿の町は殊に面白き事はなくて、全く嚴し。 (国讓上)

源氏物語には二例存し、肯定表現を伴うものと否定表現を伴うものがある。

○いと、またく賢き君にて、思ひ取りてければ、日をだに取りかへで、ちぎりし暮にぞ、おはし始めける。 (東屋)

○豪家のあたり、恐ろしく煩はしき物に憚りおぢ、すべて、いと、またく隙間なき心もあり、をかしき様に、琴・笛の道は遠う、弓をなむ、いと、よく引きける。 (東屋)

今昔物語集には十八例の副詞「マ(ツ)タク」が見られるが、肯定表現を伴うものはそのうち二例だけであり、他は否定表現を伴うものである。

○帝尺答テ云ク、「……此ノ一ノ猿ハ前生ノ功德ニ依テ六根ヲ全ク具リ。……」 (卷第五・舍衛国鼻缺猿供養帝釈語第二十
三)

○誓ヲ發シテ云ク、「无始ノ罪障我ガ身ニ薰入シテ、今生ニ全ク定惠ノ行業闕ヌ。……」 (卷第十三・比叡山僧明秀骸誦法花
經語第二十九)

○三人許知テ餘ノ人ニ全ク不令知ヌ。 (卷第三・波斯匿王娘金剛醜女語第十四)

○太子ノ云ク、「我レ若シ此ノ事ニ於テ欺誑ノ言ヲ致サバ、我ガ身全ク不可平復ス。……」 (卷第五・波羅奈国羅睺大臣擬罰国)

王語第七)

平家物語では二十三例総てが否定表現を伴うものである。

○(忠盛)「まづ郎從小庭に祇候の由、全く覚悟仕ず。……」(卷第一)

○またく鷲の御れうにはあらず、只王威の程をしろしめさんがためなり。(卷第五)

これらの例からすれば、和語副詞「マ(ツ)タク」は、平安時代には肯定表現を伴う例が中心であるが、以後次第に否定表現を伴う例が増えていくようである。公家日記においても和語副詞「マ(ツ)タク」は肯定表現を伴うものと、否定表現を伴うものがある。

○心譽闍梨云、昨不發給、飲食甚快、至今全被平復者、(小右記・長和元年六月十七日)

○下官所案、於他所不改鋪設之儀、有其例也、於本所不改、是條全案外事也、仍不申左右也、(長秋記・大治四年七月十二日)

月十二日)

○余云、……東門已全有便宜、不可及異議歟、(玉葉・文治三年九月九日)

○其體已如餓鬼、全無血肉之氣分、宛如枯骨、(春記・長曆三年十月五日)

○「而近來其音微、全不聞、仍以隨身若官人、令伺見之、故實也、」(玉葉・仁安二年正月十六日・割書部)

平安時代中期末から鎌倉時代にかけての公家日記六点を取上げて、それぞれの日記に見られる和語副詞「マ(ツ)タク」が肯定表現を伴うものであるのか、否定表現を伴うものであるのかに分類して、その用例数と割合とをまとめたものが次頁の表である。表には、参考までに形容詞「全シ」と動詞「全クス」についても用例数を掲げる。日記の分量に差があり、用例数そのものの差は大きくなっているが、割合に注目すると、平安時代中期末から後期の小右記・春記では肯定表現を伴う例が七割から八割強と多いのに比して、院政期以降の中右記以下の日記では、否定表現を伴うものがいずれも九割以上を占めるようになっている。

日記	年代	全ク	
		肯定表現を伴う	否定表現を伴う
小右記	九八二〜一〇三二	16	2
春記	一〇二六〜一〇五四	7	3
中右記	一〇八七〜一一三八	7	260
長秋記	一一〇五〜一一三六	4	49
玉葉	一一六四〜一二〇〇	9	279
明月記	一一八〇〜一二三五	6	135
		4.3	95.7
		7	2
		4	5
		0	0
		0	0
		0	0

※「全ク」欄の下の数字は「全ク」の全用例に占める割合（パーセント）。

このように、和語副詞「マ(ツ)タク」が平安時代後期から院政期にかけて、肯定表現を伴う用法から否定表現を伴う用法中心へと変化したことが、「全ク」の意味の「堅固」に影響を与えたのではないかと考えられるのである。つまり、院政期に入って、平安時代の限定的・固定的な使用からその使用の場を拡大した「堅固」は、意味の変化を起し、「全ク」の意を生ずるに至る。その時、類義の和語副詞「マ(ツ)タク」は否定表現を伴う用法が中心となっていた。恐らく、この和語副詞「マ(ツ)タク」の否定表現を伴う用法の存在が類推を呼び、「全ク」の意味の「堅固」も亦、否定表現を伴う用法を生じたのではないかと考えられる。しかし、一旦否定表現を伴う用法を生じたものの、同様の意味・用法を有

する和語副詞「マ(ツ)タク」の勢力の強さのため、後にはあまり使われることがなくなり、文献に現われる数も減少していったのではないかと思われる。

次に、「全く」の意味の「堅固」のうち、連体修飾用法の「堅固」について考察してみたい。

鎌倉時代の古文書において、この「堅固」が修飾する名詞に注目すると、ある種の名詞に集中していることが看取される。鎌倉遺文所収の古文書から、「全く」の意味の「堅固」が修飾する名詞を抜き出し、その用例数を掲げると次のようになる。

○不実 7 ○虚誕 5 ○未済 3 ○無実 2 ○譏訴 1 ○謀論 1 ○矯飾 1 ○濁水 1
○幼稚 1 ○枝葉 1

これに依ると、「不実」「虚誕」「無実」「譏訴」「謀論」「矯飾」という事実には合わないこと、偽りをいう意味の名詞が大半を占めている。この他、「未済」は納入されるべき貢納物の納入が済まされていないこと、「濁水」は生活用水が濁ってしまったこと、「幼稚」は経験不足で頼りないこと、「枝葉」は本筋ではない分派であることをいうものであり、全体として、望ましからざるもの、不都合な事等、負の方向に位置する名詞であると考えられる。

この特徴は古文書に限らず、古事談・平家物語等の文学作品においても指摘できそうである。前節に挙げた古事談の例では、致経が自らの父を卑しめて「堅固の田舎人」と言い、平家物語でも同じく木曾義仲を嘲笑するかの如く「堅固ノ田舎人」と言うのである。両者に見られる「田舎人」は負の方向に位置する名詞であると判断される。徒然草一五〇段の例は、未熟なうちから上手の中に立交るという文脈で用いられ、「上手」に対する「かたほ」ということからすれば、やはり負の方向に傾くものと考えられるであろう。

公家日記についても前節に挙げた、平戸記(寛元三年二月十日条)、妙槐記(文応元年四月二十四日条)・吉統記(文永十年六月二十九日条)を例として考えてみたい。それぞれ「堅固」の修飾する名詞は「微言」「今案」「夕立」となっており、

名詞を見た限りでは負の方向に位置付けられるものではない。しかし、前後の文脈を勘案して解釈を試みるならば次のようになり、いずれも負の方向に位置付けられそうに思われる。

○微言(平戸記) 天変地異の災いを消すための意見を述べる場面。先に意見を述べた公卿の声は、はつきりと聞えたのであるが、久我前内府の声は小さすぎて聞えなかつた。

○今案(妙槐記) 何の根拠もない、思い付きの案。

○夕立(吉統記) 当時は日照り続きであり、六月十日には祈雨の奉幣が行われたが、降雨はなかつた。神泉苑の御読経も降雨を願って行われたものである。その結願の日に夕立があつたが、夕立程度の雨では旱魃を救えるものではなかつた。

このような「全く」の意味の「堅固」は、程度の甚しいことを表すものであると考えられるのであるが、鎌倉時代にはこの「堅固」が修飾する名詞が負の方向に位置するものに偏ることからすれば、特に望ましがらざるもの、不都合な事柄の程度が甚しいことを表すものであると考えられる。

南北朝・室町時代にも「全く」の意味の「堅固」が修飾する名詞が、負の方向に位置付けられると思われる例が多く見られる。次に行くつかの例を掲げる。

○(曾我十郎)「……堅固のいたづら者、おしへにしたがはざらん弟子をば、はやく父母にかへすべきといふことばにつき、……」(曾我物語・第四)

○(法眼)「いまだ堅固若き者、十七八かと覚え候。……」(義経記・第二)

○昨日晝程にたんかいを呼びて、酒を勧められしに、怪しき言葉の候つるぞ、「堅固(の)若者ぞ」と仰せ候つる。(義経記・第二)

○序事益長朝臣仰在茂欵、堅固少年、(八歳欵云々)小冠在儒士末、(建内記・永享十一年二月九日)

○室町殿被御覽之、撰者頗違時宜欵、其故ハ資任・五郎等堅固初心以外事也、（建内記・永享十一年六月二十八日）

○近日亂階事禁制云々、仍成房一級所望之時、如季定堅固幼稚之輩被搜索被付上了、（建内記・永享十二年正月六日）

○立幣二

□ 宣案可申請候、堅固田舎法師候也、（建内記・嘉吉元年六月五日、引用文書）

又一方では次に掲げる例のように、必ずしも負の方向に位置する名詞を修飾しているとは言えないものも見られる。しかし、これらは正の方向に位置付けられるものであるとも言い難いように思われる。今後更に用例を求め詳しく検討する必要があるが、南北朝・室町時代においても、ほぼ負の方向に位置する名詞を修飾していると考えて良いのではないかと思われる。

○丑剋許關白殿下御參内、直有御堂上、其後新帝自持朋院殿有渡御、八葉御車堅固密々儀也、自東面高倉門入御在所、（割書省略）此後於東御所有御元服、堅固密儀也、（匡遠記・觀応三年八月十七日）

○准后云、……其外堅固睦近輩少々候之、（建内記・正長元年六月十六日）

○今月番早參并候所次第切紙送逢番許、是堅固内々之儀也、（建内記・永享十一年六月一日）

ところで、和語副詞「マ（ッ）タク」には名詞を修飾する例がほとんど見られないようである。このことが、「全く」の意味の「堅固」のうち、連体修飾用法の「堅固」が鎌倉時代から南北朝・室町時代まで通して見られることの理由の一つになろうかと思われる。この数少ない名詞修飾の和語副詞「マ（ッ）タク」について、次掲のような例を名詞を修飾するものと見るならば、第一・二例目のごとく、負の方向に位置すると思われる名詞を修飾する例も見られるが、第三例目のように、正の方向に位置すると考えられる名詞を修飾する例も見られる。

○又院御祈一切經御讀經可斷之由、有風聞、全無實也、（中右記・康和四年八月二十一日）

○此事更不可叶、上御意全以無益、（明月記・正治元年九月十一日）

「堅固」の意味・用法について

○宮内卿送昨日歌草、披之全玉聲、彌增心中恥了、
(明月記・建曆二年十二月三日)

これだけの例から速断することはできないが、どうやら和語副詞「マ(ツ)タク」には「堅固」のように負の方向に位置する名詞を修飾するという偏りを指摘することができないように思われる。このような「堅固」と和語副詞「マ(ツ)タク」との差異も亦、連体修飾用法の「堅固」が鎌倉時代から室町時代も通して見られることの理由の一つになるのではないかと思われる。

なお、「堅固」が何故負の方向に位置する名詞を修飾するのかということについても考える必要があるが、現在これを論ずる材料を有していない。今後の課題としたい。

おわりに

本稿では平安・鎌倉時代における「堅固」の意味・用法について考察してきた。平安時代の「堅固」は、仏教語ともにも使用され、仏教色の濃い文章の中で用いられるという、極めて限定された場での使用、或いは、公家日記を中心とする、「物忌」と結びついた極めて固定的な使用の二つに限られていた。院政期に入ると、これまでの限定的・固定的な使用から更に使用の場を拡大し、仏教的色彩の濃い文章以外の文章にも使用されるようになる。又、十二世紀末から十三世紀初頭には、意味の変化が生じ、「全く」と解釈される「堅固」が出現したことが知られた。更に、「全く」の意の「堅固」について、和語副詞「マ(ツ)タク」と比較しつつ検討を加えてきた。未だ様々な問題点が残されたままではあるが、平安・鎌倉時代の「堅固」の使用実態の一端は明らかにし得たのではないかと思う。

考察を進める上で、常に南北朝・室町時代の使用実態についても意を払うよう努めたが、未だ不十分な点が多い。今後の中世後半期についても十全な調査・考察を加えてゆきたいと思う。又、漢語の意味・用法について検討する場合には、同義・類義の和語との比較検討が不可欠の要素となる。本稿では和語副詞「マ(ツ)タク」との比較を行ったが、「マ

(ツ) タク」についての意味・用法の考察が充分ではなく、他に「カタシ」等との比較も考慮する必要があるように思われる。今はこれら総てを今後の問題として残しておくことにする。

なお、「堅固」には「鬪諍堅固」「解脱堅固」といった仏教語としての使用例も存するが、本稿ではこれを一切省略したことを最後にお断りしておきたい。

注

(1) 漢籍の引用例には私に返点・読点を施した。仏典の訓読文はそれぞれ次の諸書による。

○西大寺本金光明最勝王經平安初期点 (西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究) 春日政治、昭和十七年十二月)

○東大寺図書館藏地蔵十輪經元慶七年点 (古点本の国語学的研究) 中田祝夫、昭和二十九年五月)

○高山寺本大毗盧遮那成佛經疏永保点 (高山寺資料叢書第十五冊『高山寺古訓点資料第三』昭和六十一年二月)

○龍光院藏妙法蓮華經 (訓点資料の研究) 大坪併治、昭和四十三年六月)

(2) 今昔物語集の「堅固」の例は、巻第三の一例が天竺部に存し、残る十一例は本朝仏法部に集中している。この偏在も亦、仏教的な色彩の濃い文章に用いられることを示すものとなるであろう。なお、各説話の出典文献との関係も重要な考察の視点となるが、出典文献と考えられるものの中には「堅固」の使用が見られないようである。

(3) 助詞「の」については、和化漢文体の公家日記・古文書では表記されにくいいため、その存否の明確なことは判断できない。今後あらためて検討してゆきたい。なお、用例中の「無実」「未済」「不実」については、三卷本色葉字類抄・文明本節用集他に音読された形で掲載されていることから、名詞として処理する。

(4) 個々の用例の解釈については、更に検討する必要があると思われるが、これまでに見てきたところによれば、連用修飾用法の「堅固」のうち、肯定表現を伴う例については、いずれも「かたいこと」「しっかりしていること」「丈夫」の意味で解釈することが可能であるように思われる。

(5) このような連用修飾用法の例について、「堅固」の形か、「堅固」の形かという点も問題となる。しかし、注(3)で述べたように明確には判断できない例が多い。今後この点についても検討してゆきたい。

(6) 『講座日本語の語彙10 語誌II』(昭和五十八年四月・明治書院) 所収「ことごとく」の項目による。

(7) 宇津保物語には七例の「全(また)く」が見られるが、うち二例は形容詞連用形であると思われる。

(8) 第一例目は「全ク實無シ」と訓むならば否定表現を伴う連用修飾用法と見られるが、「全ク(ノ)無實ナリ」と訓めば、名詞を修飾するものと考えられる。同様に、第二例目も「全ク以テ無益ナリ」と訓んで、名詞を修飾するものと考えられる。

(付記) 本稿は平成四年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会(平成四年八月十二日)並びに国語学会平成四年度秋季大会(平成四年十月二十五日)において口頭発表したものをもとにまとめたものである。席上、又その他の折に、小林芳規先生・山内洋一郎氏・佐藤武義氏・小野正弘氏をはじめとして多くの方々には有益な御意見を賜った。記して深くお礼申し上げる。